

## 税務ワンポイント(インボイス制度いよいよスタート！)

インボイス制度が、いよいよ10月から開始されます。準備はお済みですか？今回は、開始に向けてのおさらいです。

### 1 売上に係るインボイスの準備

売上先に交付するインボイスの記載事項で、①登録番号(T+13桁数字)、②適用税率、③税率ごとに区分した消費税額等が必要になりました。請求書・領収書の内容の確認をお願いします。(記載がないと売上先で仕入税額控除をすることが出来ません。(経過措置あり))

### 2 支払先のインボイスの確認

イ 主な支払先がインボイス発行事業者かどうかの確認はお済みですか？

また、支払先が免税業者の場合やインボイス発行事業者であっても、10月分以降の請求書・領収書等がインボイスの記載要件を満たしていないときは仕入控除対象になりません。確認をお願いします。(経過措置あり)

ロ クレジットカードで購入した場合のカード明細はインボイスではありません。利用した店からの領収証・レシートに登録番号があるか確認し、整理保管をお願いします。

ハ 従業員が立替払い等をした、または会社が仮払いして後日精算した経費についても精算明細とともにインボイスの添付が必要になります。必ず提出させて、整理保管をお願いします。

### 3 インボイスが交付されない取引の特例

次のような取引は今までどおりインボイスがなくても帳簿記載だけで仕入控除が認められます。

例：①3万円未満の公共交通機関の運賃、②自動販売機での購入、③従業員への出張旅費・日当、通勤費の支払い、④回収される入場券等。(このほか古物商・質屋・再生資源回収業者・宅建業者が業者以外からそれぞれ購入する古物・質物・古紙等の再生資源・建物の購入も仕入控除が認められます。)

### 4 一定規模以下の事業者が行う少額取引の特例

2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下の事業者が行う、1回の税込取引金額が1万円未満の支払については、インボイスの保存がなくても帳簿記載だけで仕入控除が認められます。(令和5年10月1日～令和11年9月30日の期間限定)

### 5 少額な値引き・返品はインボイス不要

売主が振込手数料分を負担するなど、1万円未満の値引きや返品等は、返還インボイスがなくても売上値引き処理が認められます。

### 6 免税事業者が新たにインボイス発行事業者のなったときの特例(2割特例)

今まで免税事業者であった方が、インボイス制度の開始によりインボイス発行事業者(課税事業者)になった場合、売上税額の一律2割を納税する特例があります。(令和8年までの期間限定)

(税込売上550万円の場合の納税額=550万円/1.1×10%×0.2(2割)=10万円)

当事務所では、まだ、インボイスの個別相談を随時受け付けています。お知り合いの方々も含めて一報いただければ対応させていただきますのでお気軽にお尋ねください。



<文責：蜂矢>